

建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出方法

の改正について（お知らせ）

建設コンサルタント業務の入札における最低制限価格については、下記のとおりとします。

記

1 改正内容

- (1) 土木コンサルタント業務について、一般管理費の算入率を「45%」から「**48%**」とする。
- (2) 測量業務について、諸経費の算入率を「45%」から「**48%**」とする。

2 算出方法

(1) 土木コンサルタント業務

項 目	改正前	改正後
最低制限価格 の範囲	10分の6から 10分の8まで	同左
最低制限価格 の算出方法	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 × 90% ・一般管理費 × 45% 上記の合計額 × 1.08	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 × 90% ・ 一般管理費 × 48% 上記の合計額 × 1.08

(2) 建築又は設備設計業務

項 目	改正前	改正後
最低制限価格 の範囲	10分の6から 10分の8まで	同左
最低制限価格 の算出方法	・直接人件費 ・特別経費 ・技術料等経費 × 60% ・諸経費 × 60% 上記の合計額 × 1.08	同左

(3) 補償関係コンサルタント業務

項 目	改正前	改正後
最低制限価格 の範囲	10分の6から 10分の8まで	同左
最低制限価格 の算出方法	・直接人件費 ・直接経費 ・その他原価 × 90% ・一般管理費 × 45% 上記の合計額 × 1.08	同左

(4) 測量業務

項 目	改正前	改正後
最低制限価格 の範囲	10分の6から 10分の8まで	同左
最低制限価格 の算出方法	・直接測量費 ・測量調査費 ・諸経費 × 45% 上記の合計額 × 1.08	・直接測量費 ・測量調査費 ・ 諸経費 × 48% 上記の合計額 × 1.08

(5) 地質調査業務

項 目	改正前	改正後
最低制限価格 の範囲	3分の2 から 10分の8.5まで	同左
最低制限価格 の算出方法	・直接調査費 ・間接調査費 × 90% ・解析等調査業務費 × 80% ・諸経費 × 45% 上記の合計額 × 1.08	同左

3 適用日

平成29年4月1日以降に公告及び指名通知を行う入札から適用する。

(問合せ先)

金沢市総務局監理課 工事契約係

電 話：076-220-2101

FAX：076-220-2097